

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける

租税理論の展開Ⅲ

——古典学派における財政思想 (出)——

箕浦 格 良

七

A・スミスは「家屋の賃料は二つの部分に区別することができる。即ちその一は建物賃料 Building rent と称することが極めて適当であり、その一つは普通に敷地地代 Ground rent といはれてゐるものである。建物の賃料とは家屋の建築のために費されたる資本の利子又は利潤である。建築業者の営業を他の営業と同一水準に置くためにはこの賃料が第一にはその資本 capital を確実なる担保によって貸付けたとしてそれによって取得するものと同額の利子を支払うに充分であり第二にはその家屋を常に修繕し、結局はそれと同じことになるが一定の年限内にその建築に使われた資本を回収するに充分なものであることが必要である。従⁽¹⁾って建物賃料即ち通常の建築利潤はいづこにおいても通常の貨幣利子によって規定せられる。市場の利子率が四パーセントのところでは家屋の賃料が敷地地代を支払った上に建築費の全額に対して六乃至六・五パーセントを提供するならばこの家屋の

賃料は恐らく建築業者に充分な利潤であろう。市場の利率が五パーセントのところではこの利潤は恐らく七乃至七・五パーセントでなければならぬ⁽²⁾という。この意義についてはD・リカアドオにありてもJ・S・ミルにありてもその見解を一にしている⁽³⁾。A・スミスは続けて「貨幣利率との比率において建築業者の営業がこれより遙かに大なる利潤をきたすときがあればこの営業は他の営業よりまもなく多くの資本を吸収することになる。そうして利潤は適当なる水準に下るであろう。この営業の利潤が遙かに少ないときは他の営業が極めて多くの資本をここから吸収し従ってその利潤を再び引き上げることになる。家屋の賃料全額のなかでこの適当な利潤を提供するのに充分な額を超える部分は自然に敷地地代になるのである。敷地の所有者と家屋の所有者が異なるときは大低の場合この部分は全部敷地所有者に支払はれるのである。この超過賃料はその家屋の居住者がその位置についてなにかの意味で現実には或は想像上の長所に対して支払う価格である。いずれの大都市からも離れて、選択すべき敷地の豊富な土地にある田舎の家屋においては敷地地代は殆ど採るにたらないものであるか、又はその家屋のある土地が農業に使用されている場合に支払う地代以上にはならないのである。いずれかの大都會の近郊にある田舎の別荘では敷地地代はこれより一層高いことが多いのである。又場所が特に便利であるとか、景観のよい場所であるときは極めて高い支払が行はれることもある。敷地地代は一般に首都において最も高い。殊に首都のなかで家屋の需要が最も多い特別の方面が最も高いのである。そうしてその需要が営業や事業のためか、快楽や社交のためか或は単に虚栄や流行のためかその理由が如何なるものによるか敢て問うところではないのである⁽⁴⁾という。リカアドオはこの説明をそのまま踏襲している⁽⁵⁾。そうして「金以外の他の財貨 commodity も亦その数量の速かに減ぜられることのできないものがある。従ってこれ等のものに対する租税は価格の増加が需要を

減退せしむるならばその所有者の負担となる。家屋に対する租税はこの種類のものである。家屋に対する租税は居住者に課せられるものであるが家賃の減額によって地主の負担となる⁽⁵⁾」とその特質について説明する。A・スミスは「家賃に対する租税は借家人によって支払はれ各家賃の家賃全額に比例するものである。そうして少くとも相当の期間に亘つてこの家賃税が建物賃料に影響することはあり得ない。もしも建築業者が適当な利潤が得られないならばその営業を放棄することになる。このことは建物の需要を増加することになるから短期間の間にその利潤は外の事業のそれと同じ適當なる水準に戻されることになる。又斯くの如き租税が全部敷地地代の負担になるといふこともない。然しこの租税は一部は家賃の居住者に一部は敷地の所有者に帰着するよう分割されるのである⁽⁷⁾」という。そうして「従つてこの租税の最終的負担は一部はその家賃の居住者に帰着しその居住者はその負担部分を支払うために自己の便益の一部を放棄せざるを得ない。他の一部は敷地の所有者に帰着しその所有者は自己の負担部分を支払うために自己の収入の一部を放棄せざるを得ない。この最終的負担が如何なる割合によつて、この両者に分割されるかを確認することは簡単なことではない。恐らくこの分割は各種の事情によつて大いに異なるものとなるであろう。そうしてこの種の租税は各種の事情によつて家賃の所有者と敷地の所有者との両者に対する影響は極めて不公平である⁽⁸⁾」と論するのであるがリカアドオにありても「土地の生産物は年年消費せられ、そうして再生産される。他の数多の財貨 commodity も同様である。従つて之等のものは之を速かに需要の水準に帰せしめることができる。従つて永らくはその自然価格を超過することはあり得ない。然しながら家屋に対する租税は之を借家人の支払う附加家賃 additional rent と見ることができ、から家賃の供給を減少せしむることなく同じ年額の家賃の家賃に対する需要を減少せしむる傾向を有するものである。従つて家賃は低落

する。この租税の一部分は間接に家主によって支払はれるであろう」と前提し建物賃料と敷地地代の関係を究明し「家屋に対する租税は居住者の負担に帰することがあり、敷地地主の負担に帰することあり、又は建物所有者の負担に帰することがある。一般の場合においては租税は直接においても居住者によって支払はれるものと認められる」となし「結局この租税は住居者と敷地地主との負担に帰するであろう」とA・スミスの見解を引用し之を踏襲してゐる。

- (1) リカマドはその説明に之を引用してゐる。(David Ricardo, *The principles of political Economy and Taxation*, p. 129)
- (2) Adam Smith, *Wealth of Nations*, pp. 791—792.
- (3) David Ricardo, *ibidem*, p. 129; J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, p. 832.
- (4) Adam Smith, *ibidem*, p. 792.
- (5) David Ricardo, *ibidem*, pp. 129—130.
- (6) David Ricardo, *ibidem*, p. 129.
- (7) Adam Smith, *ibidem*, p. 792.

「例へば或特定人が一年に六〇ポンドを家賃として支出することができると判断し、そうしてその家賃に対して一ポンドにつき四シリング即ち五分の一に相当する租税が課せられると仮定する。この場合家賃六〇ポンドの家屋は年額七二ポンドとなりこの額は提供することができると考へた額より一二ポンド多い。そこでもう少し悪い家屋即ち家賃五〇ポンドの家屋で満足する外ないのである。この五〇ポンドの家賃は租税として支払はなければならぬ一〇ポンドを加えると年額六〇ポンド即ち提供することができると判断される支出額になるのである。即ちこの租税を支払うために年額一〇ポンド家賃の高い家屋からうける追加的なる便宜の一部分を犠牲にすることになるのである。この犠牲の全部を放棄することはないのである。この租税が課せられない場合に年額五〇ポンド支払って入手することのできる更によい家屋をこの租税があるために入手するからである。即ちこの種の租税はこの特定人の一人の競争者を陥落させることによつ

て家賃六〇ポンドの家屋に対する競争を弱めると同じく家賃五〇ポンドに対する競争をその他すべての家賃の家屋に対する競争を弱めることになるにちがいないからである。ただし最低家賃の家屋は例外である。これに対する競争は暫時増加するであろう。然し競争の弱められたすべての種類の家賃の家賃は必然的に低下する。然しこの低下の如何なる部分も少くとも相当の期間に亘つては建物の賃料をおかし得るものではない。」(Adam Smith, *ibidem*, pp. 792—793.)

(8) Adam Smith, *ibidem*, p. 793.

(9) Adam Smith, *ibidem*, p. 793.

(10) David Ricardo, *ibidem*, p. 129.

(11) David Ricardo, *ibidem*, p. 130.

八

A・スミスは敷地地代も普通の地代も一種の不勞所得なることを主張し之に対する租税をとりあげて地代に対する租税は産業活動を阻害しないので地代は課税物件として適當なるものである。殊に敷地地代は家賃の賃料よりも尚適當なる租税である。即ち敷地地代は普通の地代に比較して一層適當する課税物件なることを主張するのである。即ちA・スミスに従へば「敷地地代も普通の地代もその所有者が多くの場合に両者とも所有者自身の配慮又は注意をしないで享受するところの一種の収入である。従つて國家の経費を支弁するためにこの収入の一部分がその人から奪はれたとしてもそのために如何なる種類の産業も阻害せられることはないであろう。社会の土地及び労働の年々の生産物即ち國民の大部分の富及び収入とはこのような租税の賦課せられたのちも以前と同じである。故に敷地地代及び普通の地代とは恐らくは特殊な租税を課せられても極めてよくそれに堪へられる種類の収入である。⁽¹⁾この点において敷地地代は特殊な租税の課税物件として普通の地代よりも尚一層適切であ

るように思はれる」という。D・リカアドオは之を引用して後「これ等の租税の結果がA・スミスという如くであることは容認されなければならない。然しながら社会の一特定階級の収入に対してのみ租税を課することは極めて不公正である。国家の経費は総ての者がその資力に応じて之を負担しなければならない。これはA・スミスによつていはれた一切の課税を支配すべき四原則 Four maxims の一である。地代は多年の苦勞の結果その利益を実現することができその財産 fortune を土地又は家屋の購入に費した人々に属することがしばしばである。之に不公平なる租税を課することは神聖でなければならない原則即ち財産 property の安全を侵すものであろう。不動産の移転に課せられている印紙税 the duty by stamp が土地のこれを最も生産的ならしめる者の手に渡されることを妨げているのは悲しむべきことである。そうして単一なる租税の適当な目的物と考へられる土地はこの課税の危機を償なうためその価格が低落するのみに止らず更にこの危険の性質の不定なること価格の不確実なることに比例して着実なる産業であるというより賭博の性質を多くもつ投機の適当なる目的物であるということを考慮すればその土地を最も有益に使用するという精神堅実なる所有者よりも賭博の性質を多くもっている人々の手に最もおち入り易いと思はれるのである」⁽³⁾と論じているのである。かくしてD・リカアドオが容認する如くA・スミスは普通地代も敷地地代もともに不勞所得の一種でありこれは課税対象として適當しているが、敷地地代が課税対象として適當することが大であることを主張するのである。即ちA・スミスは「普通の地代は多くの場合少くとも部分的には地主の注意と良好なる管理によつてできるものである。従つて之に対する極めて重い課税はこの地主の注意と良好なる管理を阻害することになる。敷地地代は普通の地代を超える地代であり、その限りにおいては全く主権者の良好なる政治によつてできるものである。即ちこの良好なる政治によつて全国民又は特

定地域の住民の産業が保護せられ、これによって之等の人々はその家屋を建築する敷地に対してその実質価値より以上に多く支払い得るものである。即ちそれによって敷地の所有者は敷地をこのように使用されていたため受けるであろうところの損失を償うよりも尚それ以上のものをうけることができるからである。その存在が国家の良好なる政治に帰することのできる基金が特別に課税せられること即ちこの基金が他の大部分の基金より多く政治を維持するために寄与することはこれ程合理的なことではないはずである⁽⁴⁾と論じている。A・スミスがかく論ずるに当っては地主の独占的地位によって敷地地代が発生するという前提にたっているようである。即ち「敷地地代は家賃よりも尚一層適当なる課税物件である。敷地地代に対する租税は家賃を高めることはない。それは総て敷地地代の取得者にかかるであろう。それは常に独占者として行動しその敷地の利用に対して取れる限り多くの地代を取りたてる。それによって手に入るものの大小は競争者たちが富裕であるか貧しいか又は特定の地点に対する自己の好みを満足させるために提供し得る費用の大小に依存するのである。如何なる国に於ても富裕なる競争者の大多数は首都に住んでいる。従つてそこに最高の敷地地代がみられるのである。それ等の競争者たちの富は敷地地代における租税によって増加するといふことはあり得ない。よつて恐らく敷地の利用に対して特にそれ以上の支払をなしたいと思ふことはあり得ない。この租税が居住者によつて前払いされなければならないか、又は敷地の所有者によつて前払いされなければならないかは大して重要なことではない。居住者が支払はねばならない租税が多額になればそれに比して敷地に対してその支払いを少くするからである。従つてこの租税の最終的負担はすべて敷地地代の取得者の負担となるであろう。居住者のいない家屋の敷地地代については租税を支払う義務はないのである」⁽⁵⁾と論じ収益のない家屋については免税すべきことを主張し自己収益の家屋についてA・ス

ミスは「家賃は土地の普通の地代を確定するに用いられる同一の方策によって容易にそうして充分正確に確定することができる。人の住居しない家屋は租税を支払うべきではない。もしそれに課税すればその租税は全てその家屋の所有者の負担となる。従つて自己に便宜も収入も提供しない物件のために租税を課せられることになるのである。所有者が住居している家屋に対して租税を課する割合はその建築にかかるとする費用によるのではなく之を賃貸した場合にあがる賃料について公平な裁定の判断によるべきである。その家屋の建築費用によって賦課されるとすれば一ポンドにつき三シリング又は四シリングの租税が他の租税と合してこの国、私の信ずるところでは他のあらゆる文明国において富裕で上流の家族の殆んどすべてを破滅させるであろう。この国における富裕で上流の家族のあるものが都市及び田舎にもっている種々の家屋を注意してしらべてみるならばその当初の建築費に対して僅かに六・五パーセント又は七パーセントの割合によって計算してもその家屋の賃料がその所有地の純地代の総額にほぼ等しいことがわかるのである。これは引きつづき数世代に亘る蓄積された出費であつて非常に美麗にして壮大なる目的物であるがそれに要した費用に比すればその交換価値は極めて小さいのである」と論じている。即ち各個に家屋の賃貸料を決定することは容易であるが空屋については免税しなければならぬ。又所有者自身が住居する家屋については財産課税とせずその賃貸価格を決定して之に課税すべきことを主張するのである。

A・スミスは多くのヨーロッパ諸国においては家賃に租税が課せられている。然し敷地地代についてのみ独立した租税として敷地地代税を課しているところはない。これは立法者が恐らくは家賃のなかで敷地地代と建築地代を判然と区別することができないからであると思う。然し家賃のなかで敷地地代と建築地代を区別することは

至難なものとは考へられないとなし、敷地地代を独立して課税することも不可能ではないと考へているようである。⁽⁷⁾ そうして A・スミスの説明によればイギリスにおいては家賃はその当時の税法においては地租に含まれている。⁽⁸⁾ 又オランダにおいては家屋の資本価値に対して課する租税があり之は極めて不公平なる租税であるという。

A・スミスは家賃に対する租税の本質を明らかにする。即ちその説明によれば国家収入としては重要な収入を生ずるものでありこれは各個人の全支出に極めてよく比例しておりこの家賃に対する租税は税質としては消費物件に対する租税に類似するという。A・スミスに従へば「家屋の家賃 rent は幾つかの点においては土地の地代 rent に類似しているけれども一つの点でそれと本質的に異っている。土地の地代は生産的物件の利用に対して支払はれるものである。地代を支払う土地が地代を生産するのである。然るに家屋の家賃は不生産的物件の利用に対して支払はれるものである。その家屋もその家屋が建っている敷地も共に何も生産しないのである。従つてこの家賃を支払う人はこの物件とは別個のそれから独立した何か他の収入の源泉から家賃を獲得しなければならぬのである。⁽⁹⁾ 従つて家賃に課せられる租税もそれがその家屋の居住者の負担となる限りにおいてこの家賃そのものと同一源泉からひきだされなければならないのである。即ちそれが労働の賃金、資本 stock の利潤、土地の地代のいずれかにせよその収入から支払はなければならない。家賃に課せられる租税がその居住者に課せられる限りにおいては之は単に一つの収入の源泉にだけではなく三つの異なる収入の源泉のすべてに対して無差別に課せられる租税の一である。そうしてあらゆる点で他のすべての種類の消費財に対する租税と同じ性質をもっているのである。概してある人の全支出の大なるか小なるかを判断することのできるものとして支出する物件又は消費する財貨としては家屋の家賃より外に適當なものはないといへるのである。この特殊なる支出物件に対して課

する比例的租税はこれまでヨーロッパのあらゆるところで得られたよりも相当に多額な収入を生ずるのであらう。然しながらこの租税が極めて高いときは大多数の人々はもっと小さい家屋にて満足することによって又その支出の大部分を何か別の用途にむけることによってできるだけこの租税を免れるように努力するであらう⁽¹⁰⁾と論ずるのである。

A・スミスは家賃に対する租税の最終的負担が一部はその家屋の居住者に帰着し自己の負担のために自己が得られる利益の一部を放棄しなければならなくなり又他の一部は敷地の所有者に帰着しその所有者はその負担のため自己の収入の一部を放棄することになる。この租税の最終的負担が借家人とその敷地の地主との両者に分割される割合は一概に決定することはむづかしいことである。然し複雑なる事情のもとでは、この両者に影響するところは極めて不平等であると論じて「この種の租税がそれぞれの敷地地代の取得者の負担となるときにおける不公平は全くこの分割の偶然的なる不公平から生ずるものである。然しこの種の租税がそれぞれの家屋の居住者の負担となるときこの不公平はこの理由によるだけではなくその他の原因によっても生ずるものである。家賃に対する支出の生活費の全体に対する割合は財産 fortune の程度の差異に応じて異なるものである。恐らく最高の程度に財産を有するものの割合も最高である。そうして次第に財産の程度が下るに依じてこの割合も減少し最低の程度の財産のときは一般にこの割合も最低となるものである。生活必需品は貧しい人にとっては大なる出費となる。貧しい人は食糧を得ることのみに困難しその僅かな収入の大部分をそのために支出するのである。富裕なる人の主なる出費となっているものは生活上の奢侈品と虚飾品であつてその壯大なる邸宅はその所有するあらゆる奢侈品と虚飾品を飾りたてひきたたせるに最も有利である。従つて家賃に対する租税は一般に富裕なる人に対して最

も重課せられる。そうしてこの種の不公平には恐らく極めて不合理となるものは何もないのである。富裕なる人が国家経費に対してその収入に比例するだけではなくそれ以上に何程か寄与するということは極めて不合理なことではないのである」⁽¹⁾と論じているのであるがこの点については A・スミスが既に累進課税を考へていたのではないかとする問題として論争のあるところである。⁽¹²⁾

(1) David Ricardo, *The principles of political Economy and Taxation*, p. 131.

(2) Adam Smith, *Wealth of Nations*, pp. 795—796.

高島教授は「敷地地代は、課税の対象として家賃よりも適當であるばかりでなく、普通の地代に比べても一層適當な課税物件であるとスミスは考へる。スミスのこの考への基礎には、土地だけが剰余を生むという重農主義的な思想がまだ尾をひいているように思はれる」(高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—一五八頁 又は 高島善哉編集 スミス「国富論講義」5 三九頁)とされている。

(3) David Ricardo, *ibidem*, p. 131.

(4) Adam Smith, *ibidem*, p. 796.

(5) Adam Smith, *ibidem*, p. 795.

「このような地代が、今日差額地代とよばれていることは、すでに第一篇の解説で述べた。このことをいい換えると、差額地代が政治的社会的条件によつて生じたときは、その部分に対して政府に代価を請求しようということになる。市街地代などはそのもつともよい一例であろう。」(高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—一五九頁 又は 高島善哉編集 スミス「国富論講義」5 四〇頁)

(6) Adam Smith, *ibidem*, p. 795.

「本書が初めて出版されて後大凡いままで述べたような原則に基く租税が課せられるようになった。この註は初めて第三版に現れている。この租税はジョージ三世 Geo. III 第一八年法律第二六号によつて課せられるようになった。そうしてその税率は五ポンド乃至五〇ポンド以下の年々の価値のものには一ポンドにつき六ペンスそれ以上の価値の家屋につ

いては一ポンドにつき一シリングであった。然るにジョージ三世第一九年法律第五九号においては年々の価値が五ポンドより二〇ポンドまでのものは一ポンドにつき六ペンス、二〇ポンドより四〇ポンドまでのものは九ペンス、四〇ポンド及びそれ以上のものについては一シリングにその税率が改定された。] (Adam Smith, *ibidem*, p. 795)

(7) Adam Smith, *ibidem*, p. 796.

(8) 「イギリスにおいては家賃は所謂年額地租 annual land-tax によって土地の地代と同一割合で課税せられるものと考えられている。各教会区及び各地区においてこの租税の配賦に用いている評価額は同一である。それは創設当初から極めて不公平なものであった。現在でもその通りである。イギリスの大部分においてこの租税は現在においても家賃の負担は土地の地代の負担より軽いのである。極めて少数の地区において当初は高い評価が行はれ、後に至って家賃が相対下下っているので之等の地区の一ポンドにつき三シリング又は四シリングの割合で課せられる地租は現実の家賃に対して公平な割合となっていることである。借家人のいない家屋は法律上では租税が課せられることになっているけれども多くの地区においては課税の評価をなす人の好意によって免税されている。この免税によりその地区の税率は常に不変であるにもかかわらずこの特殊の家屋に割当てられる税率に限り若干の変化をきたすことがある。新築又は修繕等によって家賃が増加したときはその地区の負担軽減となりそのため個々の家屋の税率には更に大きな変動をきたすものである。 * Ed. I does not contain this sentence.] (Adam Smith, *ibidem*, pp. 796—797.)

オランダ the province of Holland にきつて [Memoires concernant les Droits, &c. tom. i, p. 223.] すべての家屋に対してその価値の二・五パーセントの租税が課せられそれには現実に支払はれている家賃、その家屋に借家人がいるかいないかという事情も考慮されることなく課税される。借家人のいない家屋についてそこから何等収入を得ることのない所有者にその租税の支払いの義務を負はせることに殊に重税を課することは苛酷である。市場利率率が三パーセントを超へないオランダでは家屋の価値の二・五パーセントは多くの場合において建築地代の悉らくは全家賃の三分の一以上の額になるにちがいない。然しこの租税の賦課の基礎となる家屋の評価額は極めて不公平であるが然し常に實質価値以下であるといわれている。家屋が改築、改良、拡張されるときは新しい評価が行はれ租税はそれに従って課せられる。] (Adam Smith, *ibidem*, p. 797)

(9) Adam Smith, *ibidem*, [Above, p. 264.]

(10) Adam Smith, *ibidem*, p. 794.

(11) Adam Smith, *ibidem*, pp. 793-794.

(12) 拙稿 A・スミスと J・S・ミルの租税原則論の展開——古典学派に於ける財政思想(一)——(立命館経済学 第九巻 第六号) 九一頁

九

A・スミスの説明によれば「イギリスにおいてはそれぞれの時代に家屋に対して課せられてきたそれぞれの租税の立案者はあらゆる家屋について真実の家賃をかなり正確に決定するには大きな困難が伴うと考へていたようである。従つてあるもつと明白なことから即ち多くの場合その家賃に対して一定の割合をもつていと考へたような事からよつてその租税が規定せられた⁽¹⁾」となしイギリスにおけるこれまでの家屋税 *house taxes* は家賃に比例するものではなかつた。⁽²⁾「この種の租税の最初ものは炉税 *hearth-money* であつた。即ち各々の炉に二シリングの租税が課せられていた。その家屋に幾つの炉があるかを確認するために徴税人はその家屋の各室にはいることが必要であつた。この憎むべき訪問はその租税を憎むべきものにしたのである。従つて革命後間もなくそれは奴隷の表徴として廃止されたのである。⁽⁴⁾」A・スミスの説明によればその次にできたこの種の租税は家屋税の一種でその課税標準を窓の数によつたものであつた。⁽⁵⁾この租税は課税標準たる窓の数を大底の場合外部から数へることができるものであるからその家屋の各室に入る必要がないので徴税人の訪問は炉税ほど不愉快なものではなかつたのである。その後この家屋税は廃止せられて之に代つて窓税 *window-tax* が創設せられた。之は窓の数を課税標準とするものではあるがこれも数次に亘つて改正が行なはれ増額されているのである。⁽⁶⁾J・S・ミル

にありてもこの窓税についてやや詳細なる論述がある。⁽⁷⁾

A・スミスの説明によれば炉税にありても窓税にありても課税標準は炉又は窓の数をその対象とするものであるけれども炉又は窓の構造、規模、用途についてはその説明がない。従ってこの点は不明である。その構造、規模、用途の如何を問はず之に対して一様に課するものとすればそれは悪税とならざるを得ないであろう。イギリスにおいては所得税が一七九九年に考へられ後一八四二年に整備せられているが之等の租税がそれ以前のものとしてその所得によることなく単にその数によってその給付能力を推定捕捉するものであるから個人の所得との関係においては悪税であろう。即ち窓税の非難はその負担が所得との関係で不公平であるという点にあるようであるが家屋税の一種としてその収益を前提とせず炉又は窓の数によってその家屋の価値を評価し推定課税を行なう財産税的なる税質のものであっても非難は免れえないであろう。いずれにしても炉税にありても窓税にありてもその税質は人的税となるものと考へられるがA・スミスの説明によれば「そうした租税のすべてに對する反對の主要なものはそれが不公平なることとそうしてそれが最悪の不公平なることにある。即ちそれは富裕なる人よりも貧しい人にはるかに重課せられるからである。地方の都会においては十ポンドの家賃の家屋がロンドンにおいては五百ポンドの家賃の家屋より窓の数が多きことがある。恐らく前者の居住者は後者の居住者よりもはるかに貧しい人であるだろうが、それにもかかはらずこの納税額が窓税で決定される限りにおいては前者の方が国家を維持するために尚一層多くの貢献をしなければならぬのである。従ってこのような租税は租税の四原則のなかで三原則にはふれないように思はれるが公平の原則には反するものである」と論ずるのである。⁽⁸⁾

A・スミスに従へば「窓税にありても又その他家屋に課せられるすべての租税は家賃をひき下げる自然的傾向

を有している。即ち人が租税として支払はなければならないものが増加してくれば明らかにそれだけは家賃を支払うことのできる余裕が少なくなってくるからである。然しながら窓税が賦課せられるようになってから私の知っているイギリスの殆んどすべての都市や村のいたるところで家屋の賃料は全体として何程か上昇しているのである。即ちこれは到るところで家屋に対する需要が大いに増大して従ってそのために家屋の賃料が窓税によって引き下げられる以上に家屋の賃料を上昇させたためであった。このことはこの国が大いに繁榮し従って国民の収入が増加してきている証拠の一つである。もしもこの窓税が施行されていなかったならば恐らくはこの家屋の賃料は尚一層騰貴したことであろう」と論じている。⁽⁶⁾

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 797.

(2) Adam Smith, *ibidem*, p. 797. における傍註による。

(3) 水田教授は「かまど税」と訳されている。(水田洋訳 スミス「国富論」下 世界の大思想 15 二五八頁) 大内教授は「爐税」と訳されている。(大内兵衛訳「国富論」四 三二二頁) 該税の課税標準を暖房用としての「炉」とするか又は生活維持に必要な炊事用としての「かまど」とするかによって判断すべきものだが、その給付能力を捕捉するために「炉」とするのが適當ではなからうかと考へる。江頭教授の説明によると「かまど税」は中世の頃ヨーロッパにおいて一般的に施行せられた租税の一種にしてかまどの数をその課税標準としたものである。イギリスにおける「かまど税」の起源はアングロ・サクソン時代であり、一般に *funage* 又は *tax of smoke-fairings* といはれていた。「かまど税」が国税として徴収されるようになったのは一六六二年以後のことである。「かまど税」は所得税のいまだ施行される以前の一種の人的税であるとされる。「かまど税」はかまどの数によって給付能力を推定捕捉するものであるが各個人間の経済的事情が単純にして共通している間は公平なる租税であるが各個人の経済的活動が複雑となってくれば不公平なる租税とならざるを得ないのである。イギリスにおいては一六八九年に廃止されるに至ったが一八世中頃には殆んどみられなくなったものである。(江頭恒治「竈税」大阪商科大学編輯「経済学辞典」I による)

- (4) Adam Smith, *ibidem*, p. 797.
- (5) 「人の住んでいるすべての家屋に対して二シリングを課する租税であった。一〇個の窓を有する家屋は更に四シリングの租税が課せられた。一二個又はそれ以上の窓をもつ家屋は八シリングの租税が課せられたのである。この租税はその後改正せられて二〇個又はそれ以上三〇個以下の窓を有する家屋は一〇シリング、三〇個又はそれ以上の窓を有する家屋は二〇シリングの租税を支払はなければならないことになったのである」。(Adam Smith, *ibidem*, p. 797.)
- (6) Adam Smith, *ibidem*, pp. 797—798.
「現在 (一七七五年一月) 行はれているものはイギリスにおいては各家屋につき三シリングの窓税 Window-tax が課せられスコットランドにおいては各家屋につき一シリングの窓税 a duty upon every window を課している。この外にすべての窓に租税を課しておりその租税はイギリスにおいては七個以下の窓を有する家屋に課せられる最低の税率二ペンスから二五個又はそれ以上の窓を有する家屋に課せられる最高税率二シリングに至るのである」。(Adam Smith, *ibidem*, p. 798.)
- (7) J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, p. 835. 拙稿 A・スミス D・リカードオ J・S・ミルにおける租税転嫁理論の考察——古典学派における財政思想 四——〔立命館経済学〕第十二卷第四号) 四一頁
- (8) Adam Smith, *ibidem*, p. 798.
- (9) Adam Smith, *ibidem*, p. 798.